別表第五に次の一号を加える。

三十三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（地価税法の一部改正）

第十七条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十八条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」に改め、同条第二項中「第十二条の二第六項」を「第十二条の二第八項」に改める。

（平成九年改正法の一部改正）

第十九条　平成九年改正法の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「新法第八条の三」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項」に改め、「第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの」の下に「。次項において同じ。」を加え、「又は第四号」を「若しくは第四号」に、「又は同項第二号」を「若しくは同項第二号」に改め、同条第七項中「新法第九条の三第七項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第八項」に、「同項」を「第一項」に、「について第七項」を「について第八項」に、「）」とあるのは「基準」と、同条第七項」を「。次項において同じ。）」とあるのは「基準」と、同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附則第五条第四項中「新法第十五条の二の五第一項の」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の」に、「新法第十五条の二の二」を「同法第十五条の二の三第一項」に、「について第十五条の二の六第一項」を「について第十五条の二の六第一項」に、「）」とあるのは「基準」と、新法第十五条の二の五第一項」を「。次項において同じ。）」とあるのは「基準」と、同法第十五条の二の六第一項」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六」を「同法第十五条の二の七」に、「当該許可に係る第十五条の二第一項第三号」を「当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項」に、「又は第四号」を「若しくは第四号」に、「又は同条第二号」を「若しくは同条第二号」に改め、同条第五項中「新法第十五条の二の五第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項」に改める。

（特定家庭用機器再商品化法の一部改正）

第二十条　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項及び第五項中「及び第十三項」を「及び第十五項」に改める。

第五十条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第二十一条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に、「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第二十二条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第七項から第九項までの規定中「及び第十三項」を「及び第十五項」に改め、同条第十二項中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同条第十三項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第二十三条　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

総務大臣　原口　一博
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十五号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律

（国民健康保険法の一部改正）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の安定化計画（第六十八条の二）」を「広域化等支援方針（第六十八条の二・第六十八条の三）」に改める。

第六条第六号中「被扶養者。」を「被扶養者」に改め、同号ただし書を削り、同条第八号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加える。

第九条第三項中「第六十三条の二」の下に「、第六十八条の二第二項第四号」を加え、同条第六項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条第九項中「すべての」を削り、「ともに、」の下に「当該被保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く。）」及び「限る。）」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯の世帯主又はその世帯に属する被保険者の被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

第九条第十一項中「被保険者（」の下に「同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他」を加える。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第二十二条中「、国民年金法」を「及びその世帯に属する被保険者、国民年金法」に改め、「除く。）」と」の下に「、「世帯の世帯主」とあるのは「世帯の組合員」と」を加える。

第五十八条に次の一項を加える。

3　保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。